三　供託期限　第一種資金移動業にあっては第四十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあっては同項第二号に規定する基準日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四　一括供託　同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

第五十九条第一項中「行う」を「営む一の種別の資金移動業に係る」に改め、「は、」の下に「当該種別の資金移動業に係る」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引（第三種資金移動業に係るものに限る。）に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

第六十二条に次の一項を加える。

２　二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者について、第四十一条第五項の規定により一の種別の資金移動業の全部の廃止による資金移動業の種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の登録を受けているものとみなす。

第六十三条の十一第三項中「（昭和二十三年法律第百三号）」を削る。

第六十三条の十一の二第一項中「、第六十三条の十九の二第一項及び第百八条第三号」を「及び第六十三条の十九の二第一項」に改める。

第九十条第一項中「及び第五号」を削り、「掲げる事項」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加える。

第百七条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだ者

第百八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「、履行保証暗号資産」の下に「（同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第四十条の二第一項の認可を受けないで第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営んだ者

第百九条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法による管理を行わなかった者

第百十二条第二号中「第三十八条第一項」の下に「（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項の規定による添付書類又は」を「第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に改める。

第百十四条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第二項、第四十一条第三項若しくは第四項」に改める。

第百十五条第一項第一号中「第六号」を「第一号及び第七号」に改め、同項第四号中「第百八条第六号」を「第百八条第一号若しくは第七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十七条の規定　公布の日

二　第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第百五十六条の六十六までの改正規定、同法第百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第百五十六条の七十五の改正規定、同法第百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲介業協会に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律（次項において「金融サービス提供法」という。）第十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

２　この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）第五条第一項の届出書を提出している自家型発行者（資金決済に関する法律第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。）は、第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第五条第一項の届出書を提出したものとみなす。

第四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第十六条第一項の承認を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）に新資金決済法第十六条第一項の届出をしたものとみなす。

第六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を提出したものとみなす。

第七条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者（次条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十七条の登録を受けた者を含む。）は、第二種資金移動業（新資金決済法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業をいう。以下同じ。）を営む資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。附則第十三条において同じ。）として同法第三十七条の登録を受けたものとみなす。

２　前項の規定により資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第二種業者」という。）は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

３　内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。